

平成22年度第3回社会福祉審議会「福祉施策のあり方検討専門分科会」摘録

日 時：平成22年10月12日（火）19時～21時

場 所：職員会館かもがわ 2階「大会議室」

出席委員：安宅義人委員，奥山茂彦委員，源野勝敏委員，菅原幸子委員，関川芳孝委員，
仙田富久委員，西晴行委員，浜岡政好委員，宮本義信委員，矢島里美委員，
山手重信委員

欠席委員：古村正委員，村井信夫委員

— 開会 —

【事務局】

それでは，時間がまいりましたので，ただ今から平成22年度第3回福祉施策のあり方検討専門分科会を始めさせていただきます。

皆様方におかれましては，大変御多忙のところ御出席を賜り誠にありがとうございます。

本日の委員の皆様の出席状況でございますけれども，古村委員，村井委員におかれましては，御都合により欠席との連絡をいただいております。

続きまして，お手元の資料でございますが，『本日の次第』，『市営保育所の今後のあり方について 第3回要求資料』および『市営保育所の今後のあり方について 第3回検討資料』を配布させていただきます。以上御確認を願います。

それでは以後の議事の進行については浜岡会長にお願いしたいと思います。

浜岡会長よろしく申し上げます。

【浜岡会長】

それでは私の方で議事を進行させていただきます。

前回，公民の保育所の比較を中心にして事務局から説明がございました。こういった説明を受け，委員の皆様から，市営保育所の課題に対する御意見ですとか公民比較の観点からの御意見，今後議論していくべき点等，様々な御質問や御意見をいただいたわけですが，今回は前回までに各委員の皆様から要求のありました資料及び中間まとめに向けた資料を事務局の方で用意しているようですので，初めにこの説明を受けて参りたいと思います。

まずは，前回までに委員の皆さんから要求のありました資料につきまして，事務局から説明よろしく申し上げます。

【事務局】

それでは，お手元の市営保育所の今後のあり方について第3回要求資料を御覧ください。

前回の会議でそれぞれの委員の方から要求のございました資料や前回の会議で作成中とさせていただいておりますが，整いました資料につきまして御説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして表紙の裏面を御覧ください。委員の皆様から要求のございました資料につきまして，『第3回福祉施策のあり方検討専門分科会での資料要求項目』としてまとめさせていただいております。一部まだ作成中の資料もございますが，御容赦願いたいと存じます。

ではその右の1ページをご覧ください。虐待児の状況についてでございます。上段の二

つの表につきましては、児童相談所で把握しております被虐待児の状況でございます。また、一番下の表につきましては、福祉事務所で把握しております児童虐待に係る途中入所の決定等の状況でございます。

このうち一番下の表の集計結果④の部分が、児童福祉法第24条第4項の規定に基づく、申込みの勧奨を行った件数でございます。受入割合につきましては市営保育所が民間保育園を上回っている状況でございます。

次のページをお開きください。市営保育所職員に係る諸手当の一覧についてでございます。一般的なものといたしましては、地域手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が挙げられると存じます。

また、民間保育園に対する保育所運営費、いわゆる保育単価の中に含まれると試算される金額を右側に記載しております。民間保育園におきましては特にその内の通勤手当につきまして、本市の単費援護費としての通勤手当助成を加算しているところでございます。

なお、これらにつきましては、実際に受給している職員がいるかどうかに関わらず、保育所運営費として各保育園に対し積算・支給されているものでございます。

次のページを御覧ください。市営保育所の延床面積の状況でございます。

表の一番右側を御覧ください。1人当たりの総延床面積につきまして、市営保育所ごとの差もかなりございますけれども、平均を比較いたしますと、市営保育所の方が民間保育所を若干上回っております。

次のページをお開きください。

第1回目の分科会資料で市営保育所の開設年表に追加する資料といたしまして、平成元年以降の市営保育所の廃所の状況をまとめたものでございます。表の中で（併設化）と記載しております保育所につきましては、乳児から幼児までの一貫した保育所を推進する観点等から、単独乳児保育所と単独幼児保育所を一つにまとめることに伴い廃所となった保育所でございます。

次のページを御願います。所長・園長の給与等の状況でございます。

市営保育所の所長につきましては、課長級、課長補佐級、係長級の職員により構成されておりますため、年間平均給与には、基本給、管理職手当、業務手当相当に加えまして、課長補佐級及び係長級の所長につきましては、時間外勤務手当を含めた額となっております。年間平均給与につきましては、市営保育所が民間保育園を上回る状況となっております。また、下の図の年間給与分布でございますが、市営保育所におきましては、表の真中あたりの8百万円台の7割を中心として、7百万円から9百万円の範囲で分布しているのに対しまして、民間保育園におきましては、7百万円台約3割を中心として、概ね4百万円から9百万円の範囲で分布している状況であります。

次のページをお開きください。京都市営保育所長会が実施した市営保育所利用者アンケートの調査結果でございます。

これは京都市営保育所長会が平成21年度に市営保育所を利用している保護者の方に対して実施したものでございまして、1,377名の保護者の方からの御意見をまとめたものでございます。

アンケート項目につきましては、全部で12項目ございまして、その中で、特に前回、委員の方から御質問のございました利用者の満足度につきましては、資料の9ページに記載されておりますのでお開き願います。

上から2つ目、7番目の項目「保育所の保育内容や方法にどれだけ満足していますか」との質問に対しまして、9割を超える保護者の方が満足しているとの回答をしております。要求資料に係る説明は簡単ではございますが以上でございます。

【浜岡会長】

ありがとうございました。前回までに各委員から要求のあった資料に関して、事務局から説明がありましたが、これに関して、今の説明についての御質問や御意見がござい

でしょうか。

【委員】

1 ページの1 番下，児童福祉法第24 条第4 項の規定に基づく勸奨を行ったものの入所数ですけれども，勸奨を行った者は全員入所できたのか，漏れはないのか，入所できなかった者はいなかったのかお答え願いたい。

【事務局】

全員入所しました。

【委員】

公立保育所に対する保護者の満足度というのが非常に高い割合で出ているんですけれども，9 ページの下を見てみますと，保育内容に関しては非常に満足されていますが，保育サービスの充実を望んでいらっしゃる保護者の方がたくさんいらっしゃると思います。

今回の議論の中で出てくると思うんですけれども，延長保育のことであるとか，保育サービスの内容的なことに関わってくるかと思しますので，次回に質問させていただきます。

【委員】

保護者に対するアンケート調査ですが，民間保育園のことも書いてあるんですけれども，保護者としては民間保育所の満足度は分からないと思うんです。これでは民間保育所と比較できない。公立の保護者は民間の保育園を利用したことが無いと思うのでたぶん分からないと思うんです。

【委員】

手当のことでお尋ねしたい。民間の場合，扶養手当というのは，これは民間ではプール制で，その中に既に入っておるという解釈でよろしいか。

【事務局】

民間保育園の場合はプール制ではございませんで，国からの運営費に含まれており，月額1 人当たり1，392 円で積算されていると考えております。

【委員】

変則勤務手当という欄がありまして，7 時半から8 時半，そして5 時から6 時，これは民間で言うと特例保育に該当するんですけれども，この特例保育は公立の場合は，いわゆる常勤職員ではなくて，非常勤がそれに該当するということだから，非常勤がこの時間帯に出れば，そのまま付くという解釈で良いですか。

【事務局】

これには常勤職員も対応しています。常勤職員に手当が付くということでもあります。

【委員】

そうしたら，常勤職員が特例保育に実際に業務に関わっているというのはどのくらいか。我々はこの時間は非常勤の職員が主にやっていると聞いているが，実際に常勤職員が当たっているのか。当たっているのならどのくらいなのかお尋ねしたい。

【事務局】

ローテーションを組んで当たっているが，しっかりした数字については後日提出させていただきます。

【委員】

前回の話に戻って申し訳ないですが、定員割れしているとおっしゃっていた保育所について今後どうするのか後ほど教えていただきたい。

【委員】

資料の5ページの民間の園長先生方の給与の分布ですけど、大変失礼な聞き方ですが、民営の方でいいますと1500万以上のところは0.5%とごくわずかいらっしゃるんですけども、常識的に言えばかなり高額だと思います。こういうのも国からの運営費でまかっているのか、民間なので独自努力されているのか、少し補足していただきたい。

【事務局】

国の運営費はベースとしまして年間560万から600万円が民間保育園の給料として計算されています。それを超える園長先生に関しては法人からの分とかありまして、基本的には各園の運営の努力の中でしていただいている。著しく超えているものについては、監査指導課が適宜適切な給与ということで指導しているところであります。

【委員】

先ほどお尋ねの件につきましてお答えさせていただきたい。プール制は今年度から制度が変わりましたが、2年前まで園長級は係長級と聞いていまして、4、5年前ですかね、非常に財政が厳しくなった関係で園長級をプール制から外して減額しました。個々の園で給与体系を減額して対応するようにとのことで企業努力してやってきました。説明がありましたように500万から800万までが大半だと考えます。他はおっしゃいましたように、法人の方から対応しているのではないかと。京都市としても今後、園長級は出せないと思います。

【委員】

社会福祉業務手当として、入所者の保育業務に従事した時に出る手当、これは当たり前ではないのか。入所者の保育業務に従事してなんて、民間園では手当はないですよ。これはどういう意味なのか。

【事務局】

社会福祉業務手当は、保育士の場合は保育業務になっているんですけども、例えば事務職の場合のケースワーク業務についてもこの社会福祉業務手当が付いております。その中で保育士が保育業務に従事した場合は今までの経緯の中で日額230円付いております。先生がおっしゃる部分に関しては当たり前ではないかという部分はあるんですけども、保育業務に従事しない研修等の日には逆に付かないことになっております。

【委員】

市営保育所のアンケート調査ですけども、民間保育所の調査はないのですか。

【事務局】

実施したとは聞いていません。

【委員】

保育の要望というのか、前回、第1回目の調査で結果が出ていますけれども、あれは一般的な保育所に対する要望であって、市営の保育所のアンケートは出ているが、民間保育園に対する要望についてはどこで、どういう形で把握して、どのような形で対応されているのかシステムの的に教えていただきたい。

【事務局】

民間保育園の保護者の方の要望ですが、システマ的には保護者会連合会という市内の民間保育所の保護者が作っている組織がございます。そちらの方と年に数回の懇談等を開きまして、あるいは京都市の保育園連盟と京都市の保育士会、保護者連合会の三者で予算要望等をお受けする中で保護者の方の要望を吸い上げるようにしています。

アンケートは実施しておりませんが、年数回は懇談と予算要望等で現在把握しているところであります。

【委員】

保育園連盟として、要望のアンケートをすることは、やっておられないのですか。

【委員】

団体としてはやっていません。最近大半の園では実施しておりますのは、苦情処理委員会ですか、新学期にパンフレット等を配布して要望事項があれば担任・園長に書いて提出するようなシステムを周知徹底している。それでおっしゃるように対応できているように思うのですが。

【委員】

今話題になったこの満足度部分について、調査結果等でありますかと要求させていただいたんですけど、先ほど皆さんが言われていますように、保育内容等の満足度が高い。

ただ、他の方も言っているのですが、民営保育園と市営保育所を両方預けられたとか、利用したようなことはあまりないだろうし、父兄とか市民のイメージとして「市営保育所はこうだろうとか、民営はこうなんだろう」とか聞いておられることもたくさんあるんだろうが、その中で気になったことが、イメージかもわかりませんが、8ページのところで公営と民間の違いはどのように思いますかという項目で、「公営施設は殺風景で施設が古い」、「なかなか新しいメニューが取り入れられていない」となっている。民間の方は逆に「設備とか備品が整っていて、いろいろな工夫をしてやっておられる」というようなことが挙がっている。

9ページ1番下に今通っている保育所に充実して欲しいのは何ですかについて、安全衛生面の配慮、そして、3番目に設備の改善というのが挙がっているんですね。現場を見ていない私からすると市営保育所の歴史は長いということは分かったのですが、逆に言うと市民がイメージしているように本当に老朽化しているのですか。

民間は父兄からかなり声が出て、箇所箇所でも、私の法人では保育所もやっていますので、いつもそういう声を聞いて、古いなりに努力しているようですので、公営施設で建替えとかをどの程度やってきたのかとか、あと5年以内に安全のために改修する保育所はどれだけあるのかというようなことも、次回以降で結構ですので情報提供していただきたいと思いました。

【事務局】

お出しします。

【浜岡会長】

前回までに要望されました資料への説明とそれに関する御意見、さらに追加要望等出てまいりましたが、続きまして、「市営保育所が今どういう方針で運営をされているのか」について、今後のいろんなことに影響してまいりますので、実際の運営方針等について御説明をいただいて、今後のあり方の議論につないでいきたいと思っております。それではよろしくお祈りいたします。

【事務局】

それでは、今、会長からもありましたように、これから市営保育所のあり方についての御検討をさらに深めていただくために、「今、実際に市営保育所がどのような考え方に基いて保育所運営を行っているのか」ということにつきまして御説明させていただきます。

討議資料の1ページを御覧ください。

「市営保育所の運営について」でございます。

まず、「保育の計画とは」について御説明させていただきます。

保育の計画とは、保育の基本となる保育課程を編成するとともにこれを具体化した指導計画のことであり、保育の目標を達成するため、各保育所で作成されているものでございます。

市営保育所につきましては、国の保育所保育指針に則り、毎年度、市営保育所運営方針を作成の上、これに基づき、保育所ごとに地域の特性を踏まえ保育の計画を作成しております。また、民間保育園につきましては、国の保育所保育指針に則り、園ごとに保育の計画を作成しておられます。

それでは、具体的に、市営保育所における運営方針について御説明させていただきます。これから御説明させていただく内容につきましては、平成22年度における市営保育所の運営の方針でございます。

まず、保育の理念でございます。乳幼児期につきましては、人間形成にとって極めて重要な時期であるとの認識の下、児童福祉法及び保育所保育指針と、児童憲章、児童権利宣言及び児童の権利条約等に示された保育の理念に基づきまして、子ども一人ひとりの最善の利益を図るとともに、保護者の子育て支援を目指して保育にあたることとしております。

次に、保育の目的でございます。保育を必要とする乳幼児につきましては、特に子どもの思いを「分かる」「受け止める」「認める」「支える」という養護と保育士の誘い、導き、教え伝えるという教育が一体となった保育を行い、それにより、乳幼児一人ひとりの健全な身・知・心の成長を図り、一人ひとりの子どもが一個の主体として育つこと、また子どもと保護者が安心して生活できることを目的としております。

次に、保育の目標でございますが、1ページの中段以降に記載しております「ア」から「カ」の項目に則り、一人ひとりを主体として受け止め、自己肯定感つまり自分を大事にする心を育てること、そして、それを基本に、人との関わりの中で人を大切にする心を育てる保育を展開することを目標としております。

次のページを御覧ください。

続きまして、市営保育所における各分野の具体的方針につきまして、特に市営保育所が力を入れている部分のみ抜粋して御説明させていただきます。

まず、アの各保育所の「保育の計画」についてでございます。

各保育所におきましては、保育所の環境、入所児童やその保護者の状況、子育て地域の環境等を踏まえ、子どもが入所している間、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、柔軟で発展的な一貫性のある保育の計画を職員の共通認識の下に作成しております。そして、その保育の計画に基づきまして、養護と教育を一体とした生活や遊びを通した総合的な保育を実践するとともに、保育を絶えず検証して、保育所運営や保育内容の改善と充実に努め、保育の質の向上に努めております。

次に、エの障害のある子どもの保育についてでございます。

障害のある子どもと、入所する子ども一人ひとりが共に育ち合うことを目的として、積極的に統合保育を進めております。また、障害のある子どもの個別の発達過程と特性を理解し、個別の指導計画の下、その子どもに応じた望ましい保育を実践しております。特に、近年増加している発達障害児や気になる子どもの見方や対応についても理解を深め、保育所の機能を生かしながら保育内容の工夫を行っております。そのために、嘱託医による巡回指導や障害児保育担当者研修を積極的に活用するとともに、関係機関との連携に努めて

おります。また、子どもにとって最善の保育を進めるため、保護者の思いも受け止め、信頼関係を築いていくよう努めております。

次のページを御覧ください。

③の子どもの虐待への取組についてでございます。

虐待は子どもの心身の成長及び人格形成に重大な影響を与え、場合によっては生命に関わる事態が生じる場合がございます。そのため、虐待を未然に防ぐために、入所児童、保護者等との丁寧な関わりによって信頼関係を築き、保護者の育児不安やストレス等の解消に努めております。また、虐待やその疑いのある事例を発見した場合は、直ちに児童相談所に通告するとともに、要保護児童対策地域協議会等、関係機関と密接な連携を図っております。

さらには、被虐待児は情緒面、発達面に困難を抱えていることが多いことから、保育にあたっては子どもを丁寧に観察するとともに、保育所が安全で安らぐ心の安心基地となるよう努めております。

次のページを御覧ください。

下段の方の「ウ 地域子育て支援の拠点づくり」についてでございます。

地域の子育て支援の充実についてでございますが、京都市未来子どもプランに基づき、地域ぐるみで子育てを支え合うことを目指して進めており、地域子育て支援関係事業につきましては、保育所の重要な機能の一つとして、保健センター、子ども支援センター、主任児童委員、区社会福祉協議会等、地域の関係機関と連携しつつ推進しているところであり、すべての市営保育所で取り組んでおります。

また、平成22年度から、地域子育て支援拠点事業を実施する市営保育所（16箇所）におきまして、必要に応じ、保育所に入所していない地域の子育て家庭に対する家庭訪問等を行っております。

次のページを御覧ください。

中段やや上の「エ 職員の資質向上」についてでございます。

前回の分科会におきまして、要求資料として「市営保育所職員研修体系表」を提出いたしましたが、この体系表に基づきまして、職員の資質及び保育の質の向上に向けた研修を専門家の指導の下、実施しております。

また、職員一人ひとりが自らの資質の向上や専門性の向上を図るため、自己研鑽を基本として、必要な知識及び技術の修得に努めております。

以上につきまして、現在、市営保育所におきまして、実際に保育を行ううえで基本としている事柄でございますが、今の説明では、抽象的で実際の市営保育所の実践例が分かりにくい部分があるかと思っておりますので、実際に市営保育所で行った支援につきまして御紹介したいと思います。

これから御説明することにつきましては、被虐待児の親子に対して市営保育所が2年間にわたって支援してきたエピソードでございます。

まず、世帯の状況でございますが、母子世帯であり、母の交友関係により同居者が変わり、母自身カッとすると刃物を持ってくる状況でございました。児童相談所が児童を保護しようとしたことが何度もある状況でありましたが、母親は、自分自身の成育歴から、子どもを児童相談所に入れたくないと強く思っておりました。

次に親子の状況でございますが、母親は思い通りにならないと本児を暴力で云うことを聞かせようとしたり、登所日数は月に5日から8日程度であり、決まった時間に登所することもできない状況でありました。母親から「保育所に行くことが本児にとって大切だと思っているが、朝、なかなか起きることが出来ないため、毎朝、電話をかけて欲しい」との要望があり、母親の思いや本児にとって保育所に来ることの必要性を十分に感じたため、毎朝電話をかけることを約束しておりました。

ある日の朝、電話をかけた際に母親の友人から「母親が手首を切った」と話をされたため自宅の様子を見に行くと、ベランダで、真夏でもないのにタオルケットのような物のみ

を身体に巻き付け、寝ていた顔を上げた本児を見かけました。その後、部屋の中に入りましたが、ゴミが散乱し、子犬も走り回っている状態であり、部屋の中はタバコの煙とゴミの匂い、そして子犬の匂いが入り混じっている状態でありました。

保育所といたしましては、母子分離が必要では？と思うに至りましたが、母親が、保育所から児童相談所へ連絡したと分かれば、保育所に来所し、暴れることも予想され、他の子どもに危害が及ぶ恐れもあったため、児童相談所と相談の結果、保育所以外の場所で母子分離を行うこととなりましたが、いろいろな事情から実際には母子分離を行うには至りませんでした。

本児の状況でございますが、保育士との信頼関係ができると、本児が行う再現遊びで虐待を受けた場面を再現し、怒りを強く感じた場面や心が深く傷ついた場面を遊びの中で再現するようになりました。そしてその遊びに1対1で付き合うと、本児の口から出る言葉や動作の一つひとつが心に突き刺さるものでございました。

この親子に対する支援といたしましては、まず、可能な限り保育所に来所できるような環境を整え、その中で、本児の健康と安全を守ることを最優先として取り組みました。具体的には、先ほど御説明いたしました毎朝の電話や身体の清潔の保持のための洗髪や衣類の貸出し、家庭訪問等を行ってまいりました。これに加えて、母親に対しましては悩みを聞いたり甘えを受け入れたり、時には厳しくしたり接する中で信頼関係を築いていきました。

このような支援を続けていく中で、母子にとって、保育所はいつでも安心して受け入れてくれる場所として、困った時には連絡や相談があり、心の拠り所となってまいりました。

本児は、今年の3月に無事に修了し、修了後も、電話や母子で保育所に遊びに来るなどして、現在、本児が小学校に行っていることや母親自身が家事を頑張っていることなどを話してくれております。

長くなりましたが、市営保育所の運営につきまして、市営保育所での取組事例も含めて御説明をさせていただきました。以上でございます。

【浜岡会長】

ありがとうございました。市営保育所の運営について方針について説明していただいたわけですが、これに対して質問等ございますでしょうか。

【委員】

これまで2回いろんな論議をいたしました。私は公私間格差を取り上げまして、実態としてまだ公私間格差がかなり残っているのではないかとということの一つ指摘しておかなければならないと思います。

京都市は、これまでからプール制を作って、これによって民間の保育園をずいぶん支援していただいたと思いますし、京都市の保育行政は、箇所数から言うと85パーセント、園児数から言うと90パーセント以上が民間の手でやっているということで、歴代の京都市長も民間に委ねて保育の質をかなり高めることができたとおっしゃってきたのではないかと理解し、また我々自負しているわけであります。

ただ、論議の過程ですっと公私間という問題を考えてみますと、やっぱり市立の保育所という、かなり優遇されてきたのではないかと我々は思わざるを得ないと思っています。これはコストの問題というだけではなくして、市が国の補助をベースにして、京都市独自の保育を作るということで、市費をかなり投入されてきたわけです。それによって京都の保育のレベルを上げてきたと言えるのですが、そのバランスから言うと、かなり公立には市費を投入されて、やはり民間園に対する継ぎ足し枠を見てみますと5倍半違うんですね。これだけ大きな差があるわけです。我々はその点を考えますと、コストを言うだけでなく市のお金は市民の税金で賄われているわけでありますから、いわば血税ということになるわけであります。だからそれを投入するうえにおいても、差があるというようでは我々

は非常に残念だと思わざるを得ないわけであります。

そういったもろもろのことを思いながらも、必ずしも公立保育所が全面的に私立と比べて、ただ優遇されているだけではなくて、やっぱり一面において、例えば虐待児の処遇のあり方とか障害児の処遇のあり方とか、こういう面は民間園からみてもずいぶん力を入れているなと思います。ただ、我々民間園でももうちょっと人を投入してもらえれば、十分対応ができてきたのではないかと考えております。その点は少々残念だったなと思っております。

しかし、我々はそういった点を踏まえ、総合的に考えてみても公立に比べて民間園は少ない経費で頑張ってきたと我々は自負しているわけでありますので、その点は十分評価してもらいたいと思っています。

それともう一つは、これから大きく変わってくるところでありまして、特に保育所と幼稚園との一体化が言われたり、直接契約が言われたり、いろいろなことが言われて、その中でも我々が神経を尖らせている問題は保育に欠けるということを国はなくすと言ってきている時代であります。もしそうになると、なおさら障害児や問題のある世帯がおいてけぼりをくう恐れがある。そういう世帯のためにも我々は福祉をやるものとして、そういう世帯を守っていかなければならない。そういう点でやっぱり特に公立保育園が先頭に立ってもらわなければならないと、もちろん我々も存分にそういった点は考えながら、これからも充実した保育をしていかなければならないと考えております。そういった点で、あえて今ここで質問をするということになりますと、これからの公私間格差というのをどのように京都市としては埋めていってもらえるのかということがあります。

京都市の保育園連盟が予算要望の中で公私間格差を埋めて欲しいとかいろいろな項目を出しております。平成13年度に非常勤職員を1割カットしたことがそのままになっている、何とかして欲しいということが民間園共通の願いとなっております。職員の配置基準に関しても完全に民間園は配置してもらっているわけではないんです。それから栄養職員も公営保育所に比べて確実に1人少ない。そういった点も含めて御答弁願えればありがたいと思います。

【委員】

公立と民間の格差がある、民間でもこれだけできるんだから公立はいらないという論議かなと思っていたのですけれども、今日のお話で先生の御本心がよく分かりました。公立あってこそ、そこで民間も頑張っていく、だけど厳然とある公私間格差をどうして受けてくれるのかという質問であったのかと思います。

そこで私も思うんですけれど、例えば前回の資料の32ページのところに公立と民間の年代別の保育士の配置の図があったと思います。公立では各年代のバランスの取れた配置がされているのだけれども、民間の中位のところでは20歳代が50パーセントを超えている、どこの保育所でもバランスの取れた、ベテランもいれば若手もいるという中で仕事もうまく回るのだけれど、現在はそうならないという実態をお見受けしました。

保育経験の蓄積であるとか、先輩から後輩への適切な助言とかというところで支障が起きているのではないかと考えてみますと、こういうふうになる原因がひょっとして公私間格差というか、プール制の問題あたりなのかな、市の公費負担が充分ではないのかなという思いを抱いていたところなんです。

したがって、そのようなことによって弊害が、例えば1番最初の審議会の御発言が耳に残っているのですけれども、私どもの職員が大変気になる子どものことで日々悩んでいるのだとおっしゃっていたと思うんですけれども、その辺をこれから京都市に支援してもらわなければいけないところがあるのかなと思うんです。具体的なお話で若い先生に偏らざるを得ない民間の実態というか、背景がどんなところにあるのかをちょっと教えていただければと思うのですが。

【委員】

私ども民間保育所は職員を採用する時に非常に苦勞する。なかなか来ないんです。市内の真ん中だと比較的まだ集まりやすいんですけども、周辺にいくと、交通の便が悪いということが重なると応募がもうほとんど来ない。新規採用の案内を出しても応募が来ない。それが実態です。それでもかろうじてあちこちに頼み倒して、場合によっては職安に行ったりしながら、職員を確保しているという実態があります。

その点、公立園は採用を一斉にやりますし、公務員ですから非常にたくさん増えると、圧倒的な差があるんです。そのため私どもは何とか採用できた職員を離さないようにしなければならぬ。そこで我々はプール制というものを京都市と一緒に立ち上げて、バランスの取れた職員構成をしようとベテランの職員もプール制に頼って給料をそこそこ確保して、その職員についてもらおうという努力を民間園はずっとしてきて、今日に至るということでもあります。

【浜岡会長】

今のところは市営保育所の運営方針についてなので、公私間格差になると論点が変わっていく。運営方針についてのご質問とかは。

【委員】

ただいま説明していただいた中から2点教えていただきたい。話の内容を伺っていますと認可保育園としてスタンダードな運営を示すというのが公立保育園の役割だということと御説明していただいたのでしょうか。指針から外れず民間と比較しても突出せず、丁寧に真面目に保育しますというのが公立保育所の役割であるとするならば、そういうスタンダードなものが全体の中に30箇所くらいあるということが存在意義であるとお考えでこのペーパーをまとめたのかなと思うのですが、内容を見せていただくと公立保育園としての存在意義でこれだというのはあまり感じられない。民間園でもこのような内容のペーパーは運営方針として当然あがってくる。

私はいくつかの自治体の公立保育園の民営化の審査委員をさせていただいた経験がありますが、このような内容のものは民間園でも一通りあがってきますので、少し物足りないかなというのが1点であります。

それともう一つ。被虐待児童の対応を丁寧に教えていただきましたが、この対応ができるできないが現在の公私間格差として市営保育所の先生方の考える一例なのかどうか。データを見ますと民間保育園が預かっておられる子どもの保護者の中にも虐待リスクの高い方、同じ様な行動を取られる方がおられると思いますが、今御紹介していただいた事例は民間保育園ではありえず、公営保育所だから丁寧な対応を根気よくやっていけるという例としてあげたのか、少し御説明していただいた趣旨というのが分かりづらかったものですから、ポイントを2つ絞ってお答えいただけるとありがたいです。

【委員】

後段の被虐待児に対する家庭訪問とか、子育て支援拠点事業ということで取り組まれたというエピソードというか説明だったんですけども、具体的に例えば家庭訪問とかもあるということで、行政の職員が活動してスムーズにいける、受入れとかができる。だから市がやっているということ当事者の職員を含めて、対処者の方も含めて受け入れられて改善できたという事例なんですか。

前の時も言いましたが、逆にいうと、京都市職員だからそういうことができるということとは、私の住んでいる西京には公設がありません。私のところはどうかしてくれるんですか。行政の役割であるのであれば、何故これを説明されたかというのが、もう少し表に出されたいらはっきり分かるのですが、あわせて質問したいと思います。

【委員】

市営保育所の運営についてのお話を受けての感想ですが、要求資料の9ページのところ、通っている保育所により充実して欲しいことは何ですか、保育サービスの充実なんですね。49.8パーセントの数字を高い低いどう取るのかはさておきまして、実質数字が出ているということですね。8ページの公営と民営保育所の違いについて、確かに指摘されたようにイメージかもしれません。けれども「どこの市営保育所に通っても同じ質だと思う」、「融通が利かない」、「保育所の特徴が無く独創性に欠ける」、「保育内容に縛られる」、等の意見に要約されているように思います。

もともと市営の保育所あるいは行政という言い方をすればいいのか、標準化されたサービスを画一的に供給することは、私は大事なことだと思うんです。最低限を漏れることなく保障していくそのあり方は、非常に重要だと思うんです。とすれば、公営の保育所は多様なニーズへの対応、ニーズの多様化には馴染まない。そんなことをこの説明の中で暗に指摘しておられるのかなというのが私の感想です。

【委員】

今の関係ですけれども、説明では、市立の保育所は、質の部分でこういう部分が民間と比べて進んでいるというのが分かりにくいのですが、その点、何を重点的にやっているのか分かれば教えて欲しいと思います。

【委員】

前回の記憶では、4月に始まって、途中で子どもが増えた段階で非常勤の方を増やすという形を取っているとお聞きした覚えがあるのですが、非常勤は当初から常時置いておくことはできないのですか。

職員は最低の人数でやっておられると思うので、年度初めは仕事がもう追いつかないほど追われるような毎日ではないかと思うんですね。それで、常時、非常勤の方がある程度助手的な立場でいらしたら、普段手の行き届かないところもいくのではないかと思うんです。年度当初から非常勤の方を常設することはできないのでしょうか。

【浜岡会長】

まとめてですが、今、市営の保育所とは一体どういう存在なのか。

要するに標準的なものを示す、それによって民間園を含めたスタンダードづくりというところが役割なのか、それとも公営だからこそできるというか、なかなか標準では対応できにくいことにむしろ市営保育所の役割を見出すという方針なのかが、かなり大きな議論としてありました。

今の話、量的に職員が対応できているのかという話もあったが、その辺を合わせてお答えください。

【事務局】

今投げかけていただきました公営保育所の役割につきましては、まさに御審議していただきたいところではございますけれども、これまで公営保育所だからこういう部分はというような形で明確にしてきたもの、現実としてオーソライズされたものがあるわけではありません。

そういう中で、この審議会をもたさせていただき、今後何かと御議論いただきたいという思いで開かせていただいています。

市営保育所といたしまして、大事にしてきたものは当然ございます。今御説明させていただきましたように、障害児の統合保育、虐待児、DVなどのいわゆるセーフティネット的役割、あるいは年度途中の一定の受皿等々。そういったものの役割は一定果たさなければならぬということで、民間の役割はこうだから、公営の役割はこうだからということ

ではなく、市営保育所の役割として位置付けて各保育所が頑張ってきたところでもあります。

そういったものを今年度の運営方針を掲げており、毎年こういう形で重点すべき内容を挙げさせていただいています。この内容につきまして、民間・公営の役割として、どこまでが民間でどこまでが公営であろうかというのはまさに先生方に御議論いただいて、私どもも持ち帰る部分だと考えております。

ですので、虐待児童に対処することが公営保育所独自のものであるのかどうか、こういったことにもつきましても、ぜひ民間保育所の役割も含めまして、私どもはあるのではないかと考えておりますので、もう少し突き詰めて、どういったところでどこまでが公の役割であるのかどうか、ぜひ御意見を賜りたいと考えています。

また、家庭訪問事業を今年度から実施させていただいております。これにつきましては、とりわけ保健センターや福祉事務所等、同じ行政機関との連携を図りながら、在宅の子どもの家庭訪問事業を始めさせていただいております。

児童相談所も含めまして、これは発想といたしましては育児支援家庭訪問事業、その中で課題の出てきた子どもにつきまして、同じ行政機関の保育士がその役割の中で同行訪問して様々な相談あるいは助言をさせていただくことをやり始めております。

御指摘がありました西京、右京は確かに公営保育所がございませんし、行きませんということにはなりませんので、この家庭訪問事業につきましては、西京におきましては、久世第二の拠点事業の中で対象にさせていただいております。また、右京については壬生保育所が右京担当ということで家庭訪問事業を実施させていただいております。確かに、市営保育所がございませんので、隣接する区の保育所が支援するというところで対応させていただいております。

保育サービスの充実につきましては、たくさんの方から保護者のアンケート調査の中でいただいております。この保育サービス、例えば延長保育とか一時保育等いろいろあるかと思われまします。とりわけ延長保育につきまして、ニーズはございますが、まだまだ公営保育所全体でやりきれておりません。そのことを捉えられまして、たぶん保育サービスの充実と入所されている保護者の御回答なのでおっしゃっているのではと私ども推測しております。

私どもは、逐次、延長保育等の実施を進めておりますけれども、やはり厳しい財政状況で優先順位を決めて現在やっているところでもあります。先立って、市民のコスト比較をさせていただきまして、一時保育、延長保育、休日保育いずれも民間保育園にお任せする方がコスト面で優れているという状況でもございまして、そういった中で公と民がそれぞれどこまでしていくのか、役割論議をこの場で賜りたいと考えております。

それから非常勤の話でございますが、これにつきましては第2回で御説明させていただいたかと思いますが、私どもは入所児童数に応じた職員配置をさせていただいております。年度当初は7月時点での児童数を過去三年間の推移をベースに積算して先行配置をさせていただいておりますが、その後は御指摘のとおり非常勤対応とさせていただいております。

やはり税金で運営させていただいておりますので、実際に入所していない児童数を前もって何箇月も前に先に予測して保育士を配置することはできないかと思っております。御理解をいただきたいと思っております。

市営保育所の保育についてスタンダードモデルであるのか標準化された保育であるのかという投げかけをいただいております。これにつきましてもオーソライズしたうえでの位置付けをしてきた訳ではございません。

市営保育所がスタンダードな保育というものをお示しするべきものなのかどうかという点も、先生方の御意見を承りたいと考えております。私どもとしては、これまで保育所保育指針に基づいた保育を行っていく、これが市営保育所のあるべき役割と考えて実施してまいりました。そのことがここで書かれております満足度調査の中で受け止められていると考えております。答えになっているかどうか分かりませんが以上です。

【浜岡会長】

被虐待児への丁寧な対応は、公務員という身分があったので保護者とかとのやりとりにおいて、丁寧な対応ができたのかという質問が出ていましたが。

【事務局】

民間の方で虐待児童の対応もされているのも一方で事実でございます。行政であればここまでです、民間であればここまでするというのは私どもで検証できているわけではありません。1点、同じ行政機関の施設ということでお互いの立場で連携し易かったかと思いますが、その点で明確に違うという実証ができていないわけではございません。

【委員】

まったく民間と同じだと思います。民間はどこもやっている。

【委員】

民間は人が少ないだけです。

【委員】

地域の色々な専門機関と連携を取りながら可能な限りやらせていただいている。

【浜岡会長】

今のお答えを含めて、さらにご意見は。

【委員】

先ほど公民格差のところ私の言葉足らずであったので。言いたかったのは、公民格差があってそれに対してこの審議会が何をするのか。1回目のときに質問させていただいたのですけれども、しかとお答えいただけないのですが、それは国の基準を上回ってやっていることが余分なことなのか、京都市は必要と認めてやっていることなのか、はっきりしていただければ、その部分は民間に対しても絶対保障しなければいけないことだと思いますので、そのことは本分科会というか審議会の権限で児童福祉施設最低基準の第3条に規定している勧告、提言できる。まさしく社会福祉審議会の仕事になるのではないかと思いますので、付け足しさせていただきます。

先ほどから御論議の、公立の保育所の保育士だから虐待対応ができたとか、私も民間でも当然やっていかなければならないし、やっておられる部分は多々あるのではないかと思います。それは実感として申し上げることができると思います。ただ、実は先ほど御説明のあった具体的なケースについて、京都市人権教育研究集会でもう少し詳しく御説明・研究発表という形で伺ってまいりました。本当に頭の下がる、わが身を投げうってやっておられる、もちろん民間でもできるんでしょうけれども、残念ながら人がそこまで足りないという状況がありますし、今近々の課題としまして、虐待を受けた子どもまたは恐れのある子どもがあるときに、放置するわけにはいかないというところで決死の覚悟で仕事をされた思いがよく伝わってきたと思います。この場にも報告された方が傍聴されているのですけれども、一度この場でもその話をさせていただいて、先生方も耳にいただければありがたいなと思いました。

そこで公務員でなければできないことは何なのかということなんですけれども、保育所に入所している子どもは、保育所の先生であれば民間だろうと公立だろうといけると思えます。けれど、先ほどから御説明がありましたように地域の子どもの保育所にも来ていない子ども、実はこの辺が一番危ないわけです。そのお家に行ったりする仕事を今できているのかどうか分かりません。十分できていないとは思いますが、行政の一般の職員だけではなく子育てのベテランである保育士の先生方、豊かな経験がある方々が出向いていただ

く、そこで保育所の職員としていくのか、あるいは福祉事務所なり保健所なりの併任という形で行くのかということは別として、豊かな経験が泣いているとか殺されるかもしれない子どもたちのところで大いに力を発揮していただけたと思います。この部分は公立の保育士さんでなければ、できない仕事ではないかなと私は思います。

それともう1つ今までの説明であったんですけども、年度当初、民間に優先的に受け取ってもらって、公立はあえて空きを設けて非常勤の方で埋めていくんだという方針を取られているというところで、年度途中で起こってくる虐待対応について、直ちに受け入れることができるんじゃないかなと。この機能を今後とも確保しておかないと、経営を念頭に置かなければならぬ民間にお願いをするということにはいかないことなのではと思っています。これからもぜひそういうところも含めて論議していければなと思っていますので、少し発言させていただきました。

【浜岡会長】

今日の主要課題、中間まとめに向けた議論に入らせていただきたい。資料説明や方針についての説明を含めて、事務局からの説明がございました。それに対する委員の皆様方のいろいろな質問がございました。

したがって、これからまとめていく中で、市営保育所の現状がどうなっているのか、これまでの資料と説明されたものを含めての再確認の必要性がありますし、そのあと各委員の皆様から出された意見を確認して、どこから手をつけていくべきなのか、すぐ実施すべきことと、次回の中間まとめに向けた議論をしていきたいと思っています。

事務局から現状の確認を、これまで委員の皆様からいろいろ出たものを今後どう整理していくのかというものを含めた提案をしていただきたいと思います。

【事務局】

それでは、中間まとめに向けたこれまでの議論の項目整理につきまして御説明させていただきます。

討議資料の6ページを御覧ください。

1 今後の議論に向けた現状のまとめ（案）といたしまして、これまでの第1回及び第2回の会議でご説明させていただいた市営保育所の現状につきましてまとめさせていただいておりますので、再度確認の意味も含めまして、順に読み上げさせていただきます。

(1) 保育所の状況

ア 本市においては、設置箇所数及び入所児童数の約9割を民間保育園が占めている。
イ 多くの民間保育園については、年度当初に多くの児童を受け入れ、定員を充足させているのに対して、市営保育所においては、定員割れをしている保育所が多い。

(2) 市内の入所状況

ア 年度途中入所への対応について、全体として市営保育所の方が年度途中の入所児童の増加率が高い。
イ 特に著しく定員割れしている市営保育所については、定員と地域の保育ニーズとの間で乖離が見られる。
ウ 市営保育所においては、単独乳児保育所と単独幼児保育所が隣接し合うところが多く存在する。

(3) 市営保育所特有のサービス

市営保育所特有のサービスは順次見直してきており、現在では、布おむつと布団の提供が残っている。布おむつの提供については平成23年度から見直し予定。

(4) 市営保育所の職員の状況

ア 職員の配置数について、モデルケースで比較すると、作業員を除けば大きな差があるわけではない。
イ 公務員の長期勤続という特性等から、市営保育所の方が平均勤続年数及び平均年齢

が高い。そのため、平均給与の項目においても市営保育所の方が民間保育園より高い。

(5) 保育所運営における財源構成

「常勤職員の平均勤続年数による給与の差」、「作業員の配置」、「障害児の受入れによる職員数の差」、「市営保育所特有のサービス」等の理由により、市営保育所は民間保育園に比べて、児童1人当たりの経費が高い。

(6) 多様な保育サービスの実施状況

ア 延長保育、一時保育、休日保育及び障害児保育

(ア) 延長保育

市営保育所は13箇所を実施（民間保育園は167箇所）

(イ) 一時保育

市営保育所は7箇所を実施（民間保育園は35箇所）

(ウ) 休日保育

市営保育所は1箇所を実施（民間保育園は4箇所）

(エ) 障害児保育

障害児加配の対象となる児童や被虐待児の入所児童に占める受入割合については、市営保育所が民間保育園を上回っている。

イ 市営保育所における地域の子育て支援

地域子育て支援拠点事業を市営保育所16箇所で開催している。

今後の議論に向けた現状のまとめ（案）としての御説明は、以上でございます。

【浜岡会長】

現状のまとめ案について、これまでの資料を整理していただいたのですが、資料からするとここが抜けているのではないかと、現状のところでは押さえるべきではないとか、いろいろ御意見があるのではないかと。

【委員】

1つは財源構成のところ、ここでは抽象的に児童1人当たりの経費が高いと終わっていますが、私は先ほども申しましたが、市費の継ぎ足し額が非常に大きな差があるということでもあります。この差というのはやっぱり市民の税金を使ってやっているわけでありますから、少なくともこの差は、もう少し埋めてもらわなければならないと思います。

それから次に6番目の、延長保育も私立の保育園は、ほとんど京都市から何とかやれと言われてやっているわけです。公営では、まだ半分もいない。どこにその原因があるのか、というのは結局、民間では延長保育はやらなければならないと思っています。だから当然受けていこうということなんですけども、公立園は抵抗があると聞いている。やっぱりその辺のことで本当に公立園に任せられるのかといったことがあります。

それからもう1つは、子育て支援事業を16箇所やっておられるということですが、前回の資料をいただきますと標準的に職員2人の経費が16百万。とても民間はそんなものは出せないですよ。だけどやっぱり地域子育て支援事業はやらなければならない、ということで専任の職員はいないのですが、ほとんどの所がこれに取り組んでいるんです。その辺は公立園といえどもそれなりの自覚をもって、やっぱり高く出して、だからやるということであつたら困ると思います。

【委員】

私からは2点です。

1点目(2)のアですけれども、全体として公営保育所として年度途中の増加率が高い。これはその通りで、間違いではないんですけれども、なぜそうなのか。(2)イとの関係で、こういう表現だけに留まるといかにも何か努力していないような、だらしのない印象になるので、これは御説明にもあつたように年度中途における保育ニーズ、虐待対応も含

めた保育ニーズがあるのでこういう形に特化しているんだとか書いていただく方が良く分かるのではないかと、そういう説明だったのではないかと思います。

それから（４）のイですけれども、公務員の長期勤続という特性等からというところですけれども、こう書いてしまうと公務員は長期勤続があつて、それが悪いように受け止められてしまう。どちらかというと先ほどの論議ではないですが、民間は、若い人が多くて逆に苦勞されているところがあるわけですから、もう少し表現を工夫していただいて、公務員の長期勤続というよりも違う表現に改めていただくのが筋ではないかと思いました。以上２点です。

【浜岡会長】

何か案があるんですか。

【委員】

ちょっと考えつかないです。

【事務局】

決してこの長期勤続という表現に価値判断を含めているわけではございません。客観的事実として長い。そういうことが給与の差となって表れているということをおし上げていくわけでありまして。そのことの判断を私どもはしているわけではございません。そのことは申し上げておきたいと思つています。そうでないとする、この給与の差が何から生じてきているのかということが不明確になってくるのではないかと、その中であえてこういう表現をさせていただいている次第であります。

【委員】

公務員だから長期勤続になってしまうと捉えられかねない。逆に言えば、民間にもそれなりの財源を保障すれば、長期勤続していただける、それだけの立派な保育士がたくさんいるのに、長期勤続していただけないという実態がある。そういう表現にさせていただくべきかと。

【事務局】

先ほどの委員のお話に十分にお答えできていなかった項目が、公民格差の問題だと存じます。昨年度、民間保育園のプール制の見直しを保育関係者の方や学識経験者の方、外部委員の方にさせていただいたところですが、その中でまさに先ほど委員のおっしゃっていた職員の構成について議論のあったところでございます。

第２回の委員会の資料の中では、公営の職員構成と民間の平均の職員構成、上位・中位・下位と書かれております。いわゆるプール制の１人当たりの配分金１番多いところ、平均的などところ、１番少ないところ。そこで議論されましたのは、かなり職員構成のアンバランスがあるのではないかと。アンバランスというのは実は公営が平均的だとされていたのではないというわけでございます。プール制の平均から見て、その上位あるいは下位といわれているところの問題を議論されていたわけでございます。職員の公営の構成につきましては私どもも今がベストだとは思っているわけではございません。ですので、第２回目の資料でも職員の構成は徐々に若返ってきていると申し上げたつもりでございます。誤解のないようお願いいたします。

公民格差についてどうするのか、ここが公営保育所のあり方の問題でありますから、民間保育園をそこに近づけるのかということが議論の本来ではないと存じますが、限られた財源の中で子どもたちの処遇に差があつてはならないと努力しているところであります。

縮めるべきは縮めるべきだと思いますが究極の目標であるとは思っておりません。やはり基本的な児童処遇を高めることが第一でありますので、場合によっては見直すべきは公

営である場合もあると考えているところであります。

【委員】

保育所の状況の中で、一般的に言われていることが、待機児童が非常に多いことで、その緊急対策をどうするのか。やっぱりいろいろ議論されているんですけども、今、京都の場合で見ると、これを一定どう評価するのかきちっとして、これだというのが必要と違うかなど。現状であれば、236人が現状のままでいけるのか、いけないのかどうなのか、市民としては緊急に入れてもらえるのか、入れてもらえないのかという疑問を持たれるので、現状の地域的なアンバランスがあるのは十分分かるんですけども、総定員数は確保できていて、待機児童をいかになくす方法があるのかないのか、一定議論というのか、総括してもらおうほうが良いのではないかなと思うんですけども。

【浜岡会長】

この中で直接には入っていないようであります。

【事務局】

待機児童対策につきましては、9月市会の追加で保育整備等の予算を付けていただいたところですけども、次回まとめと待機児童対策につきまして詳細な報告させていただきます。来年度は今の予定ですと、約420名の定員が増える予定でございまして、236名全てを受入れる状況になるとは私も思っていないのですが、1人でも多くの待機児童が出ないような方策を採っているところであります。それについては次回資料を提出させていただきたいと思っております。

それと先ほど委員の方から、延長保育等を公営保育所がやりたがっていないのではという趣旨、何故できないのかという趣旨だと思うのですが、我々としましては市営保育所も含めまして、延長保育、一時保育等を拡大していきたいと思っております。

しかし、前回の資料でも提示させていただきましたが、市営保育所で延長保育をやる場合と民間保育所でやる場合とでコストが違うということがございまして、財政当局との折衝の中でコストの安い方で延長保育を進めるべきだという判断がございまして、なかなか市営保育所に広がらないという状況がございまして、現場の方が延長保育を嫌がっているという実態はないので、その辺は御了解いただきたいと思っております。

【事務局】

年度途中の保育ニーズに対応した定員割れの理由ということでの(1)イ(2)アの文章の精査をしてはどうかということに対しては、第2回の場合でも申し上げましたが、その点が定員割れの理由があるのと、いわゆるニーズと定員のそもそもの乖離というものもございまして、一度、検討させていただきたいと思っております。

【委員】

年度途中の入所の対応について、市営保育所のほうが年度途中で増加していくということでありましたけれども、それは民営保育所が4月時点で定員を充足しているということプラス定員の弾力化で、かなりたくさんの子を抱えていることで物理的に年度途中に受け入れられないということを書きいただければ確かになるかなと思っております。

【委員】

市営保育所の特徴というか、これからの役割を整理しなくてはいけないと思うんです。今日報告された内容は、どちらかというと拠点事業の印象がすごく強く残っているんです。そうしたら京都市の市営保育所は民間保育所ではなくて、この事業に特化して、積極的に困難児を全部受けっていくというような、極端な話なんですけど、そうしたら子育て支援の

拠点事業、私は高齢の分野の人間でよく分からないのですが、保育所に併設していないといけないんですか、という疑問を感じます。

何故かと言うと、保育所は私の知る範囲では自分が住んでいる地域とか、自分が勤めるのに利便性の良いところとか、そういったところを父母たちは選択して、私のところの職員も必死になって西京で探していますので、お世話になっているんです。

そうなった時に、子育て支援の部分はやはり地域だと思うんです。地域になった時に高齢の分野では生活圏域という形で私も担当している地域包括支援センターの関係で行政と一緒にやっていますが、保育というのは必ずしも同じ行政区というわけではないでしょうし、さっきから言われていますが、西京はないですけども久世から行っていますよとか。そういったことは公営保育所の特徴とか役割という形で考えていいんでしょうか。それが国から保育所の方に言われているんであったらやむを得ないのかなと思うんですけれども。

現実に民間保育所の先生がやってますよというのは、やっぱり地域子どもたちに社会資源として関わっておられて、学校との関係とかもありますよね。小学校に行くまで、ものすごく大イベントですよ、卒園式とかは。子育ての部分も地域というんですか、たぶん市民のイメージで保育所は地域のものだと思うんです。さっきから言われている特徴として被虐待児のこととか困難児のこととか、それから家庭訪問とか、ある意味行政の地域の民間保育所ともネットワークを組みながらやっていくような形を考えていかれたらどうなんでしょうか。

民間の保育所の人たちが家庭訪問するのが現場の職員というのはけっこう負担感が高いものではないかと思います。そこは人件費の保障とかもそうなんです、京都市、行政がやるべき事業を民間に委託しています、私がいつも首に巻いているように京都市からの委託職員ですというような形で胸を張って責任をもって活動されるような、地域がここから出てしまったように感じたので。その辺をもう少し地域の人がどこの保育園にお願いしようかなとか、母親は地域の社会資源として見ていると思うので、あそこは公営で虐待対応もしてくれるとか、家庭訪問をきっちりやってくれるとか、そういったことを選択は行政がちゃんとやってくれるよという問題ではないかな。

そうしたら別に保育士だけでなく、近隣の人であっても虐待が発生しているような状況とか、何か観察できた、知れた時に、公営の児童保育に長く従事された人達が民間保育所に対してもいろんな助言指導とかしながら関わっていかれたら良いのではないかと思います。僕は保育だけなら京都市はやめて、民間に任せたらいいと思っていましたが、今日の発言の中で民間の園長達が求人をかけても、若い保育士をなかなか確保できないと言われたので、結構そういう人材問題も京都市の中にはあるんですね。そこもちょっと知らなかったもので、どこに行っても若い保育士さんがたくさんいるので、いくらでもうまく確保してやっていると聞いていましたので、まさしく介護の現場と一緒になんですという感想を持ちました。

地域のところは、また情報提供をしていただき、皆さんの意見を聞きたいと思いました。

【委員】

もう1点、入所状況のところですけども、単独乳児保育所と単独幼児保育所が隣接しているということが入所状況に書かれているのですが、具体的に私も調べさせていただきましたが、隣接しているところの方が定員を割っている現状がありますので、今後この辺にスポットを当てていくためにもちょっと書いていただいたらどうかと思いました。

それから今の話の中で、若い職員、ベテラン職員の話がありますけれど、民間保育所はやはり労働条件が悪い。働きやすく、生みやすく、育てやすいという職場ではないということが長続きしない要因かと思っております。

【浜岡会長】

各委員からの意見が入ってくるのですが、事務局の方でいろいろまとめていただい

るのですが、既に第2回までに出たものに加え、今日出たものを入れて集約させていただくことになろうかと思えます。その中で、中間報告をまとめるに当たって、速やかに実施すべき項目、どこから手をつけるか、ここでは市営保育所の課題について著しく定員割れをしている市営保育所について、単独乳児保育所と単独幼児保育所が隣接している市営保育所は1つにまとめてはどうかとか意見が出されています。

この中とか今日まだ出ていない意見とかですね、速やかに実施すべきはどこからどういったふうに中間報告に盛り込むかと、残された時間が限られてきたんですが、御意見いただければと思います。

【委員】

審議の視点ということで4点。1つ目が民間保育園と市営保育所の今後の役割、2つ目は市営保育所がその役割を担うために必要な機能、3つ目が市営保育所の今後の役割と必要な機能に基づく配置のあり方、4つ目が今後の役割、機能、配置の実現へのプロセス。これについては十分議論が尽くされていないと感じていまして、これに関わる部分を今回の中間まとめで決めてしまうのは拙速過ぎるであろうと思っています。

そうした場合、どこが残るのかなと、私も前回提言させていただきましたが、委員からの主要意見の(2)単独乳児保育所と幼児保育所が道路を隔てて隣接しているにも関わらず別々の保育所として存在していて保護者の方にとっても利便性が悪く、子供の育ちを一貫して支えるという点でもあまり好ましいことではないので、ここの分については先ほどの審議の視点に深めなくても、ここと抵触する問題ではないので1つにまとめたらいかがでしょうか。併設化というか一体化、もしこれが民間保育園であればそして同一法人であれば当然そういう対応はもっと早い段階で取っていたはずなので、まずはそこから手をつけたらどうかということ。

そして、著しく定員割れを起こしている状況も長く放置してきたという点も、普通、民間であればあり得ないこと。五年、十年と努力されても埋まらない地域であれば実員に合わせて定員を見直してダウンサイズしていくのが当たり前の話なので、そこについても先ほどの審議の視点とは関わらない部分なので、もし今の審議の状況を踏まえて速やかにということであれば、それくらいなのかなと思うのですがいかがでしょうか。

【浜岡会長】

他の委員さんからは。

【委員】

乳児保育所と幼児保育所が隣接している所と定員割れしている所は見直しをお願いしたい。それと合わせて公立保育所としての特色、公立保育所の運営方針とか聞いておきますと、昨年保育指針の改定があって、公立であっても民間であってもやっていくのは当然です。そこで公立らしい民間ではできないニーズ、例えば「4月現在で11月に育休明けになるので預けたい。預かってもらえないと職場を辞めなくてはいけない。」というニーズが非常に高くなってきている。民間では弾力化でできるだけ希望者を受入れているのですが、直前まで分かりませんので、確実に予約できるとか、民間ではなかなかできませんが公としてはできるのではないかなと。

それと新しい保育ニーズで延長保育、障害児保育、休日保育は民間も公立も同じようにやってきましたが、それにプラス新しいニーズを掘り起こして、民間では出来ない、大変なものを新たなニーズの掘り起こしをしながら公立でやっていただいたらどうかと考えています。

【浜岡会長】

この多様化するニーズに対して市営保育所はどういう役割を担うかについては、各委員

から出てきますし、今後も更に深めていくことになろうかと思えます。

【委員】

私も市営保育所の定員割れを巡る問題に関する検討は緊急課題ではないのかなと思って
います。市営保育所の約半数が定員割れの状況です。したがって、隣接する単独乳児
保育所を含め併設化を検討するのか再統合についての議論が必要になると思うんです。
今日の新聞、京都新聞であったように思います。いま手元にプリントアウトしたものを持
っているんですけども、民間保育園を対象に保育園分園を実施する。その目的は待機児童の
解消が目的である。こういう時代状況のもとでやはり市民目線からしても市営保育所が定
員割れを来たしている。年度途中においても半数の市営保育所が定員割れを来たしている。
これは納得できない。このことについて早急に議論することが必要だと私は考えます。

【委員】

先ほども少し触れたのですが、国の方が保育改革をしようという時に、直接契約だとか
保育料の自由化、それから株式会社も保育所への参入できるとか盛んに言われています。
民間保育所は競争で勝ち残らなければならない時代がいずれやってくると思うんです。そ
ういう中に置いた場合、保育に欠けるということも我々は優先的にやっているんですけど
も、そういったことが言えなくなるのがここ2、3年でやってくるのではないかと心配
されるわけであります。

今の保育所を守るという点から、特に保育に欠ける子どもを重点的に受けていくとい
うところは公立園が中心になって頑張ってもらわなければならない。そういう課題がこれか
ら大きく出てくると思いますから、そういった点の役割を、我々自分らの役割を放棄する
わけではないですし、我々も頑張らなければならないが、このまま残すとすれば、より公
立園が頑張ってもらわなければならないと思います。

【委員】

最初に申したんですが、20、30年前の社会的などか欠けていた現象が被虐待児童
の問題に現れてきたのではないのかなと思うんです。資料をいただいた中で、細かくプ
ール制とかははっきり見ても分からないところもあるんですけども、これだけ数字を細かく
割り出して人数とか職員の数とかを決めておられるようなんですけど、子どもたちはす
ごく先生方の刺激を受け易いと思いますので、もっと余裕をもった予算の中でできれば良
いと思うんですけど、どうでしょうか。

【委員】

極端な言い方をします。市営保育所は、1人当たり18万円の経費がかかっている。民
間であれば約2分の1程度になっている。民間の所得ベースから言って、月18万円の所
得を得ようとすれば、これ以下の人も結構あって、やっぱり18万円の経費がかかっ
ているということに対して、それなりの存在意義、民間に肩代わりできるのであれば、民間
に変えて、同じような質が確保できれば、市立保育所の存在意義がなくなるのではない
かな。その部分、何か存在意義の必要性がこれまでの議論から見えてこない。

民間はものすごく効率的だが、役所は非効率で給与は高い、人は多いと保育園連盟から
批判されるが、公立があるから批判されるということがあるのかなと思うのです。やは
り民間で肩代わりできないのか、その理由は一体なんなのか、市立保育所は質がこう
いう部分で民間よりやっているというような部分がなければ、先ほどから民間保育所
の緩衝材みたいな部分が例えば定員割れを当初は行政が負って、その途中で行政が
その部分を補填していく、こういう役割を言っても市民からなかなか理解され
ないのではないかと。

だから置いておくのであれば、そういうことが理解されるような質というのか、
やっぱり保育指針は公立でも民間でも一緒だと思うけど、何故1人当たり18万の
経費を使って

存続していかなければならないのかをもう少し明確に意思表示すべきではないかと。だから審議会の方で考えてもらったらいいいというのではなくて、こないだの話でも幼保一元化とか新たな取組については、今回全然議論しないということなんで、現状の保育の部分でどうしていくかと考えざるを得ない。

そのときに何が問題なのかということもなかなか分からない。その点が今回の議論の中で何か消化不良を起こしているのと違うかなと思いを持っていて聞いていたんです。公民格差ばかりが強調されて市営保育所はいららないのではないかと極端な議論になりがちなんで、そこはもう少し、こうということが何か必要ではないかなと思っております。

【委員】

私も京都市がこうあるべきだというものを提示されて審議会が論議するのかなと思っていまして、あまりそういうものが無いままで、中間まとめの段階になりつつあるなど実感しております。

この審議会に投げかけられている課題なので、我々で答えていかざるを得ないと考えています。その条件として、いま京都市の状況ばかりが論議されていますが、同じ様に全国にはいくつかの政令指定都市があって、第1回の資料に保育所の整備状況だけがグラフがあったのですが、同じ様に数や率は違うのですが見直しであるとかあり方の検討であるとか、各市でなされているように思うのです。

今それぞれがどんなふうに進んでいるのか、どんな方策が出されているのかも本市の方策を考える上では非常に参考になるのではないかなと思いますので、次回にそのような取りまとめ資料を提出していただきたくことをお願いしたいと思います。

【浜岡会長】

多様化するニーズに対して市営保育所としての役割はいかがあるべきかというあたりはいろいろ各委員からそれぞれ御意見が出されており、多少方向が違うようなものも含めて、その整理は、ぜひお願いしたいと思います。

それから速やかに実施すべき項目の中で各委員の御発言がありましたけれども、市営保育所の課題として定員割れ、隣接している保育所を統合する、こういったことについてこれから少し具体的なことを進めてはいかがかという意見が出ている。これについてはいかがでしょうか。

それでは中間まとめで速やかに実施すべき項目については精査していただいて、あるべき姿は今日結論が出ているわけではない。多様なニーズに対応する形で公の役割を担うべきなのか、それとも標準モデルをきちっと示して、そういった中で一つのあり方を考えていくのか、さらに、国の動向、最終的には国は国、市は市、ということには簡単にはいかないだろうと思いますので当然影響は受けますから、最終まとめの段階では国の動きも含めて市営保育所のあり方を出す必要もあろうかと、そのためにも同じ様な課題を抱えている他都市の動向とか用意していただければと思います。

【委員】

一つ確認ですが、役割分担を検討しようとして気になっているんですが、これ以上市営保育所は造りませんよね。市営保育所があるから役割を作るという議論はしたくないと思うんです。あるから役割を作るというのであれば、その役割は全市展開して欲しいんです。その役割を公設施設が中心となって担うのであれば、一部は民間の保育所にも委託料を払って機能を全市的に展開していただかないといけないのではないかなと思うので、あるがゆえに必死になって役割を探すというのはちょっとおかしいなと思います。

【事務局】

予定はないです。

【委員】

次回資料をお願いしたいことがあるのですが、市営保育所の運営について説明していただいた内容が、市営保育所の所長、保育士が本当にこれを望んでいるのかを聞いてみたい。

待機児童がいる中で定員を満たせていない状況を彼女たちは克服したいと思っているけれども、できない状況にあるのではないか。もっとコストパフォーマンスの良い、いろいろなことをしたいと思っているけれども、させてもらえない状況があるのではないか。

もしそうであって、その原因がこのスタンダードな保育所のあり方で満足せざるを得ないという状況があるのであれば、今回がよい機会なので、その辺の意見をまとめていただいて、もし意見がなければスタンダードな保育所が本市において必要なのかという議論をしていきたいと思っています。

【浜岡会長】

意見をまとめていただいて、この審議会に反映できるようにという要望なのですがどうでしょうか。

【事務局】

少し時間をいただきたいと思います。どういう形に対応するか検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

ただいまいただきました話の中で、実態として定員割れと保育ニーズの乖離、こういう問題があるのはそのとおりでございます。1点コストとの関係で申しますと、定員割れがイコール職員を無駄に配置しているということではなくて、あくまで定員に対する配置ではなくて入所児童数に対する配置なので再度御説明をさせていただきたいと思います。

あわせて定員の見直しについては長年課題となっているところでございます。今後は地域の保育ニーズの動向を見極めて検討する必要があると思っています。

また併設化につきましては、前回申しましたとおり単独乳・幼児保育所が隣り合っているという件、保育内容並びに保護者の御負担については課題があると受け止めております。

【浜岡会長】

御意見、御質問を出していただきましたが、最後に中間まとめに当たってのおおまかな了解を得たということで本日の分科会は終了させていただきます。

【事務局】

本日は長時間にわたり誠にありがとうございました。次回第4回の専門分科会につきましては11月上旬から中旬あたりで開催を予定させていただいております。日時等が決まりましたらあらためて御案内させていただきますので、委員の皆様の御出席よろしくお願い申し上げます。それでは以上をもちまして散会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 閉会 —